第100回電気用品調査委員会
平成29年10月30日
資料No. 5-5

電気用品安全法の技術基準の解釈　別表第十二に提案する規格の概要

担当委員会	JIS原案作成委員会（JIS C 9335-2-82）
事務局	（一社）日本アミューズメントマシン協会

＜規格情報＞

規格番号（発行年）	JIS C 9335-2-82（2017）
対応国際規格番号（版）	IEC 60335-2-82，Amendment 1（2008）及びAmendment 2（2015）
規格タイトル	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-82部：サービス機器及びアミューズメント機器の個別要求事項
適用範囲に含まれる主な電気用品名	その他の電動力応用遊戯器具，電気遊戯盤，電気乗物等
廃止する基準及び有効期間	J60335-2-82（H20），3年間

＜審議中に問題となったこと＞

この規格の改正審議で問題となった主な事項は，次のとおりである。

a) **電動圧縮機に関する規定（11.1，19.7，19.8等）**　旧規格では，電動圧縮機に関する規定があるが，アミューズメント機器で冷却装置をもつ電動圧縮機を内蔵するような機器が存在するのか，存在する場合は，適用範囲にその記載がないのは違和感があるとの指摘があった。審議した結果，冷却装置をもつ電動圧縮機を内蔵するアミューズメント機器もまれに存在することから，この規格では，適用範囲に，“この規格を適用する機器には，冷却機能をもつ電動圧縮機を用いるものもある。”を追記した。

b) **子供用乗り物（22.44）**　この規格を審議する過程で，対応国際規格では，“子供用乗り物には，この要求事項は適用しない。”を追加するようになっていた。しかし，通則には，“通常，子供が用いることを意図する機器には，この要求事項を適用しない。”旨デビエーションがあったため，これとの整合性を取らなくて良いのかとの指摘があった。審議した結果，対応国際規格では，“kiddie rides”となっていることから，対応国際規格のとおりとした。

＜主な国際規格との差異の概要とその理由＞

項目番号	概　要	理　由
1	この規格に適用される機器には，冷却機能をもつ電動圧縮機を用いるものもあることを明確にした。	審議中問題となった事項のa)を参照
5.14 8.2	メンテナンス（保守）領域内での非接地部分と充電部との間の絶縁要求を規定した。	メンテナンス中に触れる部分には，感電に対する保護が必要と解釈し，条件付きでクラス0構造（基礎絶縁だけ）を認めることとした。

電気用品安全法の技術基準の解釈　別表第十二に提案する規格の概要

項目番号	概　要	理　由
6.1	機器の分類にクラス 0I 機器を追加した。	我が国の配電事情を考慮しクラス０Ｉ機器を追加した。
8.1.2	メンテナンス領域内のコネクタについて，検査プローブ 13 による検査を追加した。	メンテナンス領域内のコネクタは，メンテナンス時にコネクタを抜くことがないので，コネクタを接続した状態で，検査プローブ 13 を適用する。
11.1 19.7 19.8 29	JIS C 9335-2-34 に規定する電動圧縮機を適用除外とした。	この規格を適用する機器で冷却装置を内蔵するものがあるため，自動販売機（JIS C 9335-2-75）と同様に，電動圧縮機の規格（JIS C 9335-2-34）を引用できるようにした。
11.7	補充時に温度が低下し定常状態が確立できない機器について，試験期間を別途規定した。	商品補充間隔の実使用状況に促した内容とした。
19.13	JIS C 9335-2-34 に規定していない電動圧縮機の外郭温度の限度値を追加した。	JIS C 9335-2-34 を適用する場合は，電動圧縮機の外郭温度は規定されているが，三相欠相の試験をこの規格で行う場合，外郭温度の限度値が規定されていないのは不十分である。
23.3	内部配線の屈曲に対する要求事項を追加した。	この規格に規定する機器の保守頻度（5 日に 1 回程度）及びドアの開閉速度を考慮した。
23.101	クラス 0 構造部分を除き，クラス 0I 機器を追加した。	接地極をもたないコンセントの配電事情を考慮し，クラス 0I 機器についても規定を追加。
24.1	JIS C 9335-2-34 を引用し，その評価基準を追加した。	この規格を適用する機器で冷却装置を内蔵するものがあるため，自動販売機（JIS C 9335-2-75）と同様に，電動圧縮機の規格（JIS C 9335-2-34）を引用できるようにした。
25.7	電気設備に関する技術上の基準を定める省令で使用が認められているコードを使用可能とした。	電気設備に関する技術上の基準を定める省令で使用が認められているコードを認めた。

電気用品安全法の技術基準の解釈　別表第十二に提案する規格の概要

＜主な改正点＞

主な改正点は，次のとおりである。

a) **プログラマブル電子回路によって制御される機器の構造**（**22.106**）　同時起動によって，機器が危険な状態になってはならない旨，追加した。

b) **内部配線の屈曲試験**（**23.3**）　通常使用時の定義を明確にした。

c) **日本語表現の見直し**（全体）　次のとおり日本語表現を見直した。

箇条番号	改正前	改正後
適用範囲（箇条 **1**）	ある機器の部分	機器のある部分
	カード再評価機器	カード再評価機器（カードチャージ機を含む。）
	維持管理者	メンテナンス員
3.1.9	各追加の位置	追加の乗る各位置
	使用説明書	取扱説明（書）
3.8.5	注文する	試運転する
3.104	コイン	硬貨（コイン）
5.103	モータ電子回路及びランプ	変圧器，電子回路及びランプ
19.101	賞品	景品
	コイン収集	硬貨（コイン）の回収
22.105	フートウェル	フットウェル
22.105	ラップバー	安全バー